



令和6年1月号

宮古労基署ニュース

宮古労働基準監督署 署長 下村 健治

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

さて、令和6年(2024年)は、いよいよ建設業、自動車運転者、医師に係る時間外・休日労働の上限規制適用の年で、4月の施行まであと3か月ほどとなりました。上限規制の内容の確認、上限規制に適應した業務計画の策定、36協定新様式の入手など、準備はお済みでしたでしょうか。これらの準備に不安がある場合は、当署の労働時間相談・支援班で相談対応や訪問支援を行っておりますので、ぜひご利用ください。

また、上限規制に対応するには、取引先等の理解と協力も不可欠ですので、新たに上限規制が適用となる企業の取引先等におかれましては、ご配慮をお願いいたします。



第14次労働災害防止計画に関して



・令和5年度から5年間、第14次労働災害防止計画に基づき、重点的に取り組むべき事項を明確にして、労働災害防止対策の取り組みを促進します。

宮古労働基準監督署では、5項目を重点事項として取り組みの促進を行います。

- ①行動災害(転倒、腰痛)対策への取り組み
- ②製造業における機械によるはさまれ巻き込まれ災害防止の取り組み
- ③建設業における墜落転落災害防止のリスクアセスメントの取り組み
- ④道路貨物運送業における荷役作業における安全ガイドラインの措置の取り組み
- ⑤林業における伐木作業の安全ガイドラインの措置の取り組み

・労基署ニュースにおいても、上記5項目を順番に特集し、取り組みの促進を行う予定としておりますので、皆様ご確認いただき、参考にしてください。

道路貨物運送業における 荷役作業における安全ガイドラインの措置の取り組み

荷役作業における労働災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」が示されており、このガイドラインに基づいて自社の取り組みを点検していただきたいと思います。

内容としては、墜落防止施設・設備の使用、貨物自動車の荷台への昇降設備の使用、フォークリフトやクレーン等による災害防止対策、転倒・腰痛防止対策などが定められています。

※裏面に好事例を紹介しています！



陸上貨物運送事業における
荷役作業の安全対策ガイド
ライン本文はコチラ

事業場における取り組み例（好事例）

陸中運輸有限会社

荷役作業における労働災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に沿って、必要な対策を講じた上で荷役作業を行っています。

荷役作業時には保護帽を着用し、貨物自動車の荷台へ昇降する際には、写真で示した昇降設備を利用して安全に昇り降りしています。



冬期間に重機積込を行う際には、砂などを滑り止めに使用しています。



1か月に1回は必ず、従業員を集めて安全対策ミーティングを開催し、準備資料をもとに安全性の周知徹底を図っています。
腰痛対策を検討することもあります。



タイヤの増し締めもルールを決めて確実にしています。

皆様も好事例を参考にして自社の取り組みを強化しましょう！